

25—01.3 P U D T
主要期間一覧（2）（無効・訂正・取消審判）

（特許関係（無効・訂正審判））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)		初 日	期 間 (延 長)		備 考
				国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】						
訂正審判に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 4 ②		訂正審判請求時	審理終結の通知到達前まで（審理が再開された場合は、その後に審理終結の通知到達前まで）		
審決の取消しの判決確定後の訂正請求の申立て	134 の 3 (平 15) 134 の 3 ①		判決の確定日	1 週間	1 週間	
再審の請求	173 ①		審決確定後再審の理由を知った日	30 日（職 15 日）※	30 日（職 60 日）	
審決に対する訴え	178 ③		審決等の謄本の送達日	30 日（附 15 日）※	30 日（附 90 日）	
【指定期間等】						
訂正請求書の提出	134 の 2	134 ①	答弁指令書の発送日 (134 ①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は 134 ②と同じ)	60 日又は 75 日※ 新実は 30 日又は 45 日※	90 日 新実は 60 日	
		164 の 2 ②	審決の予告の謄本の送達日	60 日又は 75 日※	90 日	
	134 ② 153 ②	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日		
	134 の 3 (平 15) 134 の 3 ①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日		
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17 の 4 ①	134 ① 164 の 2 ②	答弁指令書の発送日 (134 ①の再適用 による 2 回目以降の答弁指令は 134 ②と同じ) 審決の予告の謄本の送達日	60 日又は 75 日※	90 日	
		134 ② 153 ② 134 の 2 ⑤	答弁指令書の発送日 無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30 日又は 45 日※	50 日	
訂正請求に添付した明細書・特許請求の範囲・図面の補正(続き)	17 の 4 ①	134 の 3 (平 15) 134 の 3 ①、②	訂正請求のための期間指定通知の発送日	10 日又は 25 日※	10 日	

第1回目の法定の答弁書の提出	134①、174③	答弁指令書の発送日	60日又は75日※ 新実は30日又は45日 ※	90日 新実は60日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第2回目以降の法定の答弁書の提出	134②	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	規47の2①、規50の16	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
第1回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	134①	答弁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
弁駁書の提出	規47の3①、規50の16	弁駁指令書の発送日	30日又は45日※	50日	
意見書の提出（意見の申立て）	153②、134の2⑤、165	無効理由通知の発送日 訂正拒絶理由通知の発送日	30日又は45日※	50日	
	150⑤、174③、④	証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	30日又は45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	149②、174③	参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	134④、174③、④	審尋書の発送日	15日又は30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	133①、②、174③、④	指令書の発送日			
		イ. 料金不足の場合	10日又は25日※	10日	
		ロ. 委任状不備の場合 （委任者又は代理人複数）	10日又は25日※ （20日又は35日※）	20日 30日	
		ハ. 審判請求理由、訂正請求の趣旨及び理由の記載要件違反	30日又は45日※	30日	
		ニ. その他の方式違反	20日又は35日※	20日	
弁明書	133の2②、174③、④	却下理由通知の発送日	20日	20日	
同意回答書の提出	131の2②、規47の4①	同意確認通知の発送日	10日又は25日※	10日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている 手続	規50③ただし書、規50の8①、 規58の2①ただし書、規58の 17、規60①など	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜 期間	事情を考慮した適宜期 間	
書留郵便物受領証等の提出	134④、174③、④	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(意匠・商標関係(無効・取消審判))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商附 20	審決等の確定後再審の理由を知った日	30日(職 15日)※	30日(職 60日)	
審決に対する訴え	意 59、商 63、商 68⑤、商附 22②	審決等の謄本の送達日	30日(附 15日)※	30日(附 90日)	
【指定期間等】					
第 1 回目の法定の答弁書の提出	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	40日又は 55日※	70日	
請求理由の要旨変更補正が許可決定された場合の第 2 回目以降の法定の答弁書の提出	意 52	答弁指令書の発送日	30日又は 45日※	50日	
施行規則上の答弁書の提出	意規 19⑥、商規 22⑧	答弁指令書の発送日	30日又は 45日※	50日	
第 1 回目の法定の答弁機会の規定の再適用による答弁書の提出	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	答弁指令書の発送日	30日又は 45日※	50日	
弁駁書の提出	意規 19④、商規 22⑧	弁駁指令書の発送日	30日又は 45日※	50日	
意見書の提出(意見の申立て)	意 52、商 56①、商 68④、商附 17①	無効理由通知の発送日 職権審理結果通知の発送日	30日又は 45日※	50日	
	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	30日又は 45日※	50日	
参加申請に対する意見書の提出	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	参加申請書副本の送達通知の発送日	15日又は 30日※	25日	
審尋書に対する回答書の提出	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	審尋書の発送日	15日又は 30日※程度	25日程度	
命令による方式補正	意 52、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	指令書の発送日 イ. 料金不足の場合 ロ. 委任状不備の場合 (委任者又は代理人が複数) ハ. その他の方式違反	10日又は 25日※ 10日又は 25日※ (20日又は 35日※) 20日又は 35日※	10日 20日 30日 20日	
	意 52	指令書の発送日 請求理由の記載要件違反	30日又は 45日※	30日	
同意回答書の提出	意 52、意規 19⑥	同意確認通知の発送日	10日又は 25日※	10日	
弁明書	意 52、意 58④、商 56①、商 61、商 68④、⑤商附 17①、商附 20	却下理由通知の発送日	20日	20日	

命令おける受継のための期間	意 68②、商 77②、商附 27②	受継命令の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
その他施行規則に規定されている手続	意規 19、商規 22⑧	通知書等の発送日	事情を考慮した適宜期間	事情を考慮した適宜期間	
書留郵便物受領証等の提出	意 52、意 58②、③、商 28③、商 43 の 14①、商 56①、商 62 ①、②、商 68④、商附 17①、商附 27②、商附 23	物件の提出を求める通知の発送日	10 日	10 日	

注 1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注 2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 H27.10)